

鉄道地震被害推定情報配信システム利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 公益財団法人鉄道総合技術研究所（以下「鉄道総研」といいます。）は、契約者に地震情報及び訓練情報（以下「本情報」といいます。）を提供するため、鉄道地震被害推定情報配信システム利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。
2. 鉄道総研が、本規約とは別に用意する本情報の提供を説明する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本規約の定めにより申し込みを行い、鉄道総研と本情報の提供に係る契約を締結した者、および本情報を利用する者をいいます。
料金收受業務委託事業者	契約者と本情報の提供にかかる料金收受業務等の業務を鉄道総研が委託する事業者をいいます。

第3条（規約の変更）

1. 鉄道総研は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本情報の提供に係る料金やその他の条件は、変更後の本規約によります。
2. 変更後の本規約は、鉄道総研が次項によってウェブサイト等のネットワークサービスに掲載して通知した時点から効力が生じるものとします。
3. 本規約の変更は、鉄道総研が運営するウェブサイト等のネットワークサービスで通知するほかに、第11条の定めによるところによって契約者に通知・連絡をするものとします。

第4条（情報提供）

1. 鉄道総研は、以下に示す本情報（地震情報及び訓練情報）を契約者に提供します。
 - （1）地震情報：気象庁の緊急地震速報、国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「防災科研」といいます。）が提供する強震観測網（以下「K-NET」といいます。）の観測データ及び契約者から提供された路線や構造物のデータに基づく計算結果（路線に沿った地震動推定情報及び構造物被害推定情報）
 - （2）訓練情報：契約者が指定する任意の地点で観測されたと見なした過去のK-NET観測データ（以下「訓練地震」といいます。）及び契約者から提供された路線や構造物のデータに基づく計算結果（路線に沿った地震動推定情報及び構造物被害推定情報）

2. 前項に示す情報提供に関する機能のうち、以下の機能はオプション機能とし、希望する契約者のみが利用できるものとします。
 - (1) 構造物情報の登録及び登録した構造物情報に基づく構造物被害推定情報の計算・提供
 - (2) 訓練地震の面的地震動作成及び路線に沿った地震動推定情報の計算・提供、及び訓練地震に対する構造物被害推定情報の計算・提供
 - (3) 外部情報（インターネットを通じて外部の Web サイトへアクセスして参照するもの）の登録・閲覧機能
3. システムの維持管理を目的とする場合に限り、鉄道総研は契約者に通知することなく防災科研に対し第1項の計算結果（ただし地震動に関する情報に限りです。）を開示できるものとします。

第5条（情報提供に関する免責事項）

1. 鉄道総研は、通信状況、技術上、保守上、その他の事業上やむを得ない事由が生じた場合、契約者に通知することなく一時的に本情報の提供の遅延や停止をすることがあります。鉄道総研は、その情報提供の確実性に万全を期しますが、その確実性を常時保証するものではありません。
2. 契約者が使用するハードウェアやお使いのブラウザによっては図やページが適切に表示されないことがあります。
3. 本情報は気象庁の緊急地震速報や防災科研の K-NET の観測データに基づいて計算により推定されたものであり、ある程度の誤差を含むため実際の状況とは異なる場合があります。鉄道総研は、その情報の正確性を保証するものではありません。
4. 本条第1項から第3項において、契約者は鉄道総研に対し、鉄道総研の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、いかなる損害賠償も請求することはできません。
5. 鉄道総研は契約者から提供された路線や構造物のデータの不備により生じたいかなる損害について一切責任を負うものではありません。
6. 契約者が本情報を利用する一切の行為（本情報を編集・加工等した情報を利用することを含みます。）により生じたいかなる損害について鉄道総研は一切責任を負うものではありません。

第6条（権利の譲渡制限等）

1. 契約者が本規約に基づいて本情報の提供を受ける権利は、譲渡することができません。
2. 契約者は本情報を再販売する等、第三者に本情報を利用させることはできません。
3. 本情報に関する知的財産は、鉄道総研に帰属します。

第2章 契約

第7条（申し込み）

1. 本情報の提供の申し込み（以下「申し込み」といいます。）は、鉄道総研が定める所定の方法により行うものとします。申し込みに関する事務手続きは、料金収受業務委託事業者が代行するものとします。

2. 契約者は申し込みに際し申込書および路線や構造物に関する必要データを提出するものとします。

第8条（申し込みの承諾等）

1. 申し込みがあったときは、鉄道総研は契約者が提出した書類および路線や構造物に関する必要データの不備等がないことを確認の上これを承諾するものとします。
2. 鉄道総研が申し込みを承諾した場合、本規約及び申し込み内容に従い、本情報の提供の契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第9条（ユーザーID・パスワード）

1. 本情報の提供にあたり、鉄道総研は契約者に対しユーザーID 及びパスワードを発行します。本契約は、ユーザーID 及びパスワードの発行ごとに生じるものとします。
2. 契約者は、自己のユーザーID 及びパスワードを、自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者による不正利用について鉄道総研は一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、自己のユーザーID 及びパスワードを第三者に使用させ、譲渡し、又は貸与してはならないものとします。
4. 契約者は、自己のユーザーID 及びパスワードを第三者に知られた場合及び第三者に使用されている疑いがあることが判明した場合は、直ちに鉄道総研に報告を行い、鉄道総研の指示に従うものとします。

第10条（情報提供開始日）

本情報の提供開始日は鉄道総研から通知するものとします。

第11条（通知・連絡）

契約者は、鉄道総研から契約者に対する通知、連絡を行うための電子メールアドレスを鉄道総研に対して指定するものとします。当該電子メールアドレスに対する鉄道総研の電子メールの送信は、鉄道総研から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

第12条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所、その他の申し込み内容に変更があったときは、鉄道総研に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第3章 情報提供の中断等

第13条（情報提供の中断）

1. 鉄道総研は次に掲げる事由があるときは、本情報の提供を中断することがあります。
 - (1) 情報提供に関する設備の保守又は機能向上改修のためやむを得ないとき
 - (2) 通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
 - (3) 鉄道総研の業務上やむを得ない事由が生じたとき
 - (4) その他鉄道総研が必要と判断したとき

2. 鉄道総研は、本条に基づく情報提供の中断について、損害賠償又は本情報の提供に係る料金の全部又は一部の返金を行いません。

第 14 条（情報提供の停止）

1. 鉄道総研は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本情報についてその全部又は一部の提供を停止することがあります。
 - (1) 本規約に定める契約者の義務に違反したとき又は本規約の定め違反する行為が行われたとき
 - (2) 本情報の提供に係る料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (3) 鉄道総研に登録している契約者情報その他登録情報に変更があったにもかかわらず、当該変更について変更手続きを怠ったとき
 - (4) 鉄道総研に登録している契約者情報その他登録情報について事実と反することが判明したとき
 - (5) 契約者のユーザーID 及びパスワードが第三者に利用されている疑いがあるとき
 - (6) 本情報を違法な態様又は公序良俗に反する態様で利用したとき
 - (7) 鉄道総研の業務又は本情報の提供に関わる設備に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき
 - (8) 鉄道総研の信用を毀損するおそれがある行為が行われたとき
 - (9) 前各号に掲げる他、鉄道総研が不適切と判断する態様において本情報を利用したとき
2. 鉄道総研は、前項の規定による情報提供の停止を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急又はやむを得ないときは、この限りではありません。
3. 本条に基づく本情報の提供の停止があっても、本情報の提供に係る料金は発生します。
4. 鉄道総研は、本条に基づく情報提供の停止について、損害賠償又は本情報の提供に係る料金の全部又は一部の返金を行いません。

第 15 条（情報提供の変更、追加、廃止）

1. 鉄道総研は、都合によりいつでも、本情報の提供の全部又は一部を変更、追加又は廃止することが出来るものとします。
2. 鉄道総研は、前項による本情報の提供の全部又は一部の変更、追加又は廃止について、何ら責任を負うものではありません。
3. 鉄道総研は、第 1 項の規定により本情報の提供の全部又は重要な一部を廃止するときは、契約者に対し、相当な期間前までにその旨を通知します。

第 4 章 契約の解除又は解約

第 16 条（鉄道総研による契約の解除）

1. 鉄道総研は、第 14 条（情報提供の停止）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が鉄道総研の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき、本契約を解除することが出来るものとします。

2. 鉄道総研は、前項の規定により本契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第 17 条（契約者による解約）

1. 契約者は、鉄道総研に対し鉄道総研の指定する方法で通知をすることにより、本契約を解約することができます。
2. 鉄道総研は、本契約の解約申し込みを毎月の月初から当該暦月の末日 5 日前まで受け付けます。当該解約申し込みは、その受領月の月末に効力を生じるものとします。
3. 第 13 条（情報提供の中断）第 1 項の事由が生じたことにより本情報を提供することができなくなった場合において、契約者は前項の規定にかかわらず、任意の方法で鉄道総研に通知することにより本契約を解約することができます。この場合において、本契約の解約は、その通知が鉄道総研に到達した日にその効力を生じたものとします。
4. 第 15 条（情報提供の変更、追加、廃止）第 1 項の規定により本情報の提供の全部が廃止されたときは、当該廃止の日に本契約が解約されたものとします。

第 5 章 料金

第 18 条（料金）

1. 本情報の提供に係る料金は、全ての契約者が支払う基本料金（第 1 号）及びオプション機能を利用する契約者が支払うオプション料金（第 2 号）とします。
 - （1）基本料金：本情報の提供に係る利用登録料、路線情報の登録・更新手数料、システム維持費及びその他鉄道総研が定める費用
 - （2）オプション料金：構造物情報の登録・更新手数料、訓練地震の面的地震動作成手数料、訓練地震の計算結果情報の登録・更新手数料、外部情報の登録・追加基本料、外部情報の登録・追加手数料及びその他鉄道総研が定める費用
2. 本情報の提供に係る料金の額は、次に掲げる料金表で定めるものとします。年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終了するものとします。

内容	費用（税抜き）	備考
①利用登録料 （ユーザーID 等の発行ごと）	10 万円	登録時のみ
②路線情報の登録・更新手数料 （表示路線ごと）	60 万円（表示路線長 50km 未満） 100 万円（表示路線長 50km 以上 100km 未満） 120 万円（表示路線長 100km 以上）	登録・更新時 （更新手数料は、更新後の表示路線長に基づき計算します。）
③構造物情報の登録・更新手数料 （表示路線ごと）	②と同額	登録・更新時

		(更新手数料は、更新後の表示路線長に基づき計算します。) ※オプション料金
④訓練地震の面的地震動作成手数料 (訓練地震ごと)	30 万円	作成時 (システムに登録されている過去地震を用いて作成します。) ※オプション料金
⑤訓練地震の計算結果情報の登録・更新手数料 (訓練地震ごと)	20 万円	登録・更新時 (システムに登録されている全ての表示路線を対象とします。) ※オプション料金
⑥外部情報の登録・追加基本料	10 万円	登録・追加時 ※オプション料金
⑦外部情報の登録・追加手数料 (外部情報ごと)	1 万円	登録・追加時 ※オプション料金
⑧システム維持費 (表示路線ごと)	30 万円	毎年度 (契約時および契約の解約時は月割り計算とします。)

- 表示路線は、本情報の提供における一つの路線単位（以下「主要路線」といいます。）を基本とします。ただし、表示路線には主要路線に加え複数の付随路線を含めることができます。ここでいう付随路線とは、長さの合計が主要路線の 1/2 以下かつ 20km 以下であり、さらに主要路線と接続しているものをいいます。
- 表示路線長は、主要路線と全ての付随路線を合計したものとします。
- 路線情報および構造物情報の更新手数料は、更新後の表示路線長に基づき計算します。
- ④の訓練地震の面的地震動作成には、システムに登録されている過去に発生した地震の情報を用います。
- ⑤の訓練地震の計算結果情報は、システムに登録されている全ての表示路線を対象とします。④で作成した訓練地震に対する路線に沿った地震動推定情報と、構造物被害推定情報の計算結果を登録、更新します。
- ⑥⑦の外部情報とは、インターネットを通じて外部の Web サイトへアクセスして参照するものです。システムには、1 外部情報として緯度・経度や Web サイト URL 等を登録します。
- 契約者は、鉄道総研に対し、本情報の提供に係る料金を支払う義務を負うものとします。
- システム維持費は、本情報の提供の開始日から本契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日まで発生します。この場合、第 14 条（情報提供の停止）の規定により本情報の提供について停止があった場合であっても、本情報の提供があったものとして取り扱うものとします。
- システム維持費は、年度ごとの支払とし、本契約成立時と解約時が属する年度に限り、月割り計算します。

12. 前各項に拘らず、契約者が支払うシステム維持費の上限は発行済みユーザーID ごとに年度毎に 150 万円（税抜き）迄とします。

第 19 条（料金の支払方法）

1. 契約者は、本情報の提供に係る料金を、鉄道総研が指定する日までに支払うものとします。ただし料金の収受に関する業務は料金収受業務委託事業者が代行するものとします。
2. 契約者から鉄道総研への支払に関する振込手数料は、契約者が負担するものとします。
3. 鉄道総研から契約者へ返金する場合は、振込手数料を差し引いた金額を支払うものとします。

第 20 条（消費税）

契約者が鉄道総研に対し本情報の提供に関する料金を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は鉄道総研に対し当該料金を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 21 条（端数処理）

鉄道総研は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数の処理方法は次に掲げるとおりとします。

計算対象	端数の処理方法
システム維持費の月割り計算	端数を四捨五入
消費税相当額の計算	端数を切り捨て

第 6 章 個人情報

第 22 条（個人情報の保護に関するポリシー）

鉄道総研は、契約者の個人情報を鉄道総研が別に定める「個人情報保護に関して」に基づき取り扱いします。

第 7 章 サポート

第 23 条（強震観測網システム等状況連絡）

1. 鉄道総研は、防災科研の K-NET 等で契約者へのデータ配信に影響する障害が発生した場合やシステムメンテナンスを予定している場合には、契約者に対して連絡を実施します。
2. 本対応は営業日の営業時間内で行い、連絡方法はメールを基本とします。
3. 営業日については、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）以外および鉄道総研が指定する日とし、営業時間は 9 時～17 時 30 分とします。鉄道総研が指定する日は、前年度の 3 月 31 日までに契約者へ告知するものとします。

第 24 条（問合せ対応）

鉄道総研は、契約者からのデータ配信に関する問合せへの対応を実施します。本対応は営業日の営業時間内を基本とします。

第 8 章 雑則

第 25 条（反社会的勢力排除）

1. 鉄道総研及び契約者は、自己又は自己の代理人若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体または特殊知能暴力団体等、その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （１）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目標又は第三者に損害を加える目標を持つ等、不当に反社会勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - （４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （５）役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 鉄道総研及び契約者は、前項の確約に反して、他の当事者又はその代理人若しくは媒介する者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができます。
3. 鉄道総研及び契約者は、他の当事者が本協定の一部を第三者に委託する場合において、当該第三者（当該第三者が本協定の一部を再委託するときは、再委託先を含みます。以下、同じ。）が反社会的勢力又は第 1 項各号の一にでも該当することが判明した場合は、当該当事者に対して、当該第三者への委託を取りやめるなどの必要な措置をとるよう求めることができ、求めに応じない場合には本契約を解除することができます。
4. 前 2 項の定めにより、いずれかの当事者が本契約を解除した場合、解除された当事者は、当該解除により生じる損害に対して一切の請求を行わないものとし、解除した当事者に生じうる一切の損害について賠償するものとします。

第 26 条（サイバー攻撃への対処）

鉄道総研は、本情報の提供に関する設備へのサイバー攻撃に対処するため、措置を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りします。

第 27 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

第 28 条（準拠法）

本規約は、日本国法を準拠法とします。

第 29 条（専属的合意管轄裁判所）

鉄道総研と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を鉄道総研と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

公益財団法人鉄道総合技術研究所

制 定：2019年8月 1日

改 定：2020年4月 1日

2025年4月 1日